

# H 2 2 . 3 . 1 8 原案可決

和議第 1 0 5 号

## 地方の社会資本の早期整備を求める意見書

我が国における社会資本整備は、戦後の復興と経済成長を目指し、効率性や採算性の観点から、需要の大きい都市部を優先して進められてきた結果、地方部の多くでは整備が大幅に遅れ、格差が広がっている状況にある。

昨年末に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」においては、投資効果の高い大都市圏の社会資本に重点投資する方向性が示されるなど、都市部と地方部の格差がさらに広がることが懸念される。

こうした中、本県では高速道路をはじめとする社会資本整備は著しく遅れており、今後、企業立地や観光振興、農林水産業の振興など県民経済を活性化させ、将来のチャンスを保障するため、さらに東南海・南海地震等大規模災害への備えや救急医療の観点からも、道路をはじめ、河川、港湾といった公共インフラの整備を積極的に進めていかなければならない。

国、地方の財政状況が厳しい中、地方にとって必要な社会資本整備を着実に進めるためには、これまで国土政策によって地方が被ってきた不公平を是正し、国と地方の役割分担を明確にした上で財源配分も含めて制度設計を行

内閣府特命担当大臣（行政刷新）

う必要がある。

こうしたことを踏まえ、これから社会資本整備の本番を迎えようとしている本県にとって、必要不可欠な社会資本の整備がこれ以上遅れることのないよう、国は責任を持って必要な予算を確保し、整備の遅れた地域に優先的に配分するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 2 年 3 月 1 8 日

様

和歌山県議会議長 富安 民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣（副総理）

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣  
内閣官房長官